

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書（C—1001）

（事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に関する記載要領）

「**受付番号**」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「**申出者の住所、氏名**」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

いずれの場合においても、「(担当)」及び「(電話番号)」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合は、意見の申出文中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書（登録番号）」及び「事前教示回答書変更通知書」を削除する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、意見の申出文中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書（登録番号）」及び「事前教示回答書」を削除する。

意見の申出の対象が関税率表適用上の所属区分である場合は、意見の申出文中、「原産地」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた関税率表適用上の所属区分を記載し、第2の（ ）内には、申出者の意見である関税率表適用上の所属区分を記載する。

意見の申出の対象が原産地である場合は、意見の申出文中、「関税率表適用上の所属区分」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた原産地を記載し、第2の（ ）内には、申出者の意見である原産地を記載する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合の上記記載要領に準じて記載する。

「**理由**」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。

（事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）

この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更する場合は、通知文中2及び3の文を削除し、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を撤回する場合は、1及び3の文を削除する、

また、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を従前のおりとした場合は、1及び2の文を削除する。

「**(理由)**」欄には、意見の申出に対する回答の理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（関税率表適用上の所属区分に係る回答の場合は首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあつては関税鑑査官）、原産地に係る回答の場合には首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあつては原産地調査官））の氏名を記載する。